

町内事業者連携事業業務委託仕様書

1 委託業務名

町内事業者連携事業業務委託

2 委託業務の場所

大山町地内

3 委託期間

契約日から令和6年3月11日

4 業務目的

本町では、本町産業の活性化を図るとともに、本町の課題解決を目的に、起業、新規事業創出への取組を推進している。

本業務では、本町の課題解決のために起業、新規事業創出等に取り組む町内事業者の相談に乗り、事業化や事業の成長を支援し、成長した事業者が新たな事業者と連携していく仕組みの地域内事業者コミュニティの育成を目指している。本町の課題解決に向けた実動部隊を形成することで、新たなビジネスモデルの構築を行い経済発展させることで本町のしごと創出につなげることを目的としている。

5 本業務の目標

本業務を通じて生まれた起業、新規事業創出 5件

6 業務内容

本町の課題解決に向けた地方創生につながる起業、滞在時間や新しい価値を増やす関係人口創出につながる観光分野の起業、学校や家庭以外の学びの場を提供するオンライン教育分野の起業、子供の人材育成につながる子育て分野の起業、これら4つの分野での起業、新規事業創出に向けた町内事業者からの相談を受け、助言や情報提供を行い事業者の成長を支援すること。

(1) 本事業を町内の事業者に広く認知してもらうため本事業に関連したイベント等の実施

ア 事業内容

- (ア) 起業、新規事業創出につながる、地域が抱える課題（ニーズ）の解決に資するビジネスのアイデアや新技術に出会える場を提供すること
- (イ) 先輩起業家の体験談を聞けるイベントを開催するなど、起業、新規事業創出を身近に感じ、関心を持つ者が増えるような内容とすること
- (ウ) 参加者が、参加者同士、先輩起業家、支援者などとの意見交換を行い、仲間づくりや関係構築が図れる内容とすること
- (エ) 新規事業創出に係る最新の動向や支援制度、支援機関など起業、新規事業創出に必要な知識を学べる内容とすること
- (オ) 起業内容、事業内容、戦略など起業に向けた計画書（ビジョンマップ）を作成する取

組みを取入れること

(カ) (オ) で作成した計画書（ビジョンマップ）の報告会を実施すること

イ 実施場所

参加者が参加しやすく、参加者の安全を確保できる場所を選んで開催すること

(2) 事業者の成長を加速させる伴走支援の実施

ア 実施内容

(ア) 起業、新規事業創出を目指すものが事業化にたどり着けるよう、戦略、計画、人脈形成など個々の状況に応じて伴走して支援を行うこと

(イ) 起業、新規事業創出に必要な最新情報を把握し、適切な支援策を紹介できる体制を構築すること

イ 実施場所

起業、新規事業創出しようとしているものが必要な支援を気軽に受けられる体制を構築すること

ウ 注意事項

相談内容の記録を残すなど、継続的な支援を行えるよう対応するとともに、支援情報を蓄積し、業務の改善等に役立てること

(3) 情報発信

(1) 本業務の情報を広く周知すること。

(2) 情報発信にあたっては、本町と連携して行うこと

(4) 実施状況の報告

(1) 打合せは3回を予定している、打合せ日程や場所、方法については双方協議の上決定するものとする

(2) 受託者は、町から請求があったときは、事業実施の進捗状況について報告すること

8 業務完了時の提出書類

(1) 実績報告書 3部

(2) 委託業務完了届

(3) (1)、その他資料等を含んだCD-R 1部

(4) その他、町長が必要と認める書類

9 業務の適正な実施に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない

(2) 守秘義務

ア 受託者は、本業務の実施にあたって知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。

イ 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、町の承諾を得た場合はこの限りではない。

(3) 著作権の取り扱い

ア 本業務により新たに発生した著作権は、本町に帰属するものとし、本町は、受託者に事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、本町は、権利留保物についての当該権利を独占的に使用できることとする。

イ 受託者は、本業務の成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合には、当該著作物等の使用に必要な経費の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行わなければならない。

(4) 肖像権に関する事項

受託者は、本業務の実施にあたって使用する写真の被写体が人物の場合は、肖像権の侵害が生じないように留意しなければならない。

(5) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施にあたって得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき、情報の漏洩、滅失、損傷の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。